

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年12月27日(月) 午前9時30分から午前10時38分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】  出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員  欠席：5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席3名)】  出席委員：12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席18名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	3番 委員
	4番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて  
No21 1件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について  
No24～No28 5件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
No82～No109 28件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について  
No809 1件

### 日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
No.3010 1件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
No.5037～No.5041 5件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について  
No.293～No.398 106件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について  
No.7～No.10 4件

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、5番園田岳彦委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員の4名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      また、本日は推進委員の12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、3番大島博委員、4番恩田正平委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>日程第2＝報告事項</b></p>
議長	<p>&lt;報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて&gt;                      報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。                      21番能生地区の件ですが、能生、栄地内の2筆1,178㎡について、店舗及び駐車場敷地になっております。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><b>&lt;報告第2号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。 24番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆205㎡について、 空地を田として有効利用するものです。 25番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆430㎡について、労力不足のため休耕するものです。 26番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆945㎡について、労力不足のため休耕するものです。 27番西海地区の件ですが、羽生地内の5筆2,100㎡について、労力不足のため休耕するものです。 28番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の5筆555㎡について、 労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><b>&lt;報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。3頁をご覧ください。 82番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,877㎡について、 労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 83番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆300㎡について、 農地転用するため解約するものです。</p>

84 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の2筆2,281㎡について、労力不足のため解約し、その後は自作するものです。

85 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の2筆1,562㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

86 番大野地区の件ですが、大野地内の9筆2,676㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

87 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆534㎡について、解約し、その後はするものです。

88 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆180㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

89 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆279㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

90 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆171㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

91 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆109㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

92 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆250㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

93 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆250㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

94 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆4,198㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

95 番青海地区の件ですが、須沢地内の8筆2,214㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

96 番青海地区の件ですが、須沢地内の18筆5,179㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

97 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆726㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

98 番青海地区の件ですが、須沢地内の7筆1,739㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

99 番青海地区の件ですが、須沢地内の5筆1,636㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

100 番青海地区の件ですが、須沢地内の5筆1,468㎡について、労

	<p>力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>101 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆 840 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>102 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆 387 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>103 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆 472 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>104 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆 996 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>105 番青海地区の件ですが、須沢地内の4筆 1,159 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>106 番青海地区の件ですが、須沢地内の5筆 1,309 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>107 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆 819 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>108 番青海地区の件ですが、須沢地内の1筆 535 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>109 番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆 307.07 m<sup>2</sup>について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>809 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆 829 m<sup>2</sup>について、用途変更したいものです。申請地は、耕作に不便なため、畑として耕作するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
議長	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。12頁をご覧ください。 3010番西海地区の件ですが、来海沢地内の4筆151.51㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、来海沢会館近くの場所です。譲受人は、居住地と隣接する申請地を譲り受け、農業経営の範囲を広げたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、西海地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ</p>

<p>議長 伊藤主査</p>	<p>るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><b>&lt;議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b>  議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p> <p>5037 番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆300㎡について、住宅敷地のための、永年の賃借権設定です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道東神領2号線沿いの場所です。譲受人は、家族が増え手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5038 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺1丁目地内の1筆389㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、下西キワ線沿いの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため、住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5039 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆737㎡について、駐車場及び作業ヤードのための、永年の賃借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道大川原2号線と市道大川原3号線間の場所です。譲受人は、工場敷地が手狭になったため、敷地を拡張し駐車場及び作業ヤードとしたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5040 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の1筆745㎡について、駐車場及び作業ヤードのための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道大川原2号線と市道大川原3</p>
--------------------	--



	<p>号線の間の場所です。譲受人は、工場敷地が手狭になったため、敷地を拡張し駐車場及び作業ヤードとしたいものです。農地の区分は、エ-(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5041 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆 187 m<sup>2</sup>について、駐車場及び薪置場のための、売買による所有権移転です。地区のNo.5をご覧ください。申請地は、県道西飛山能生線沿いの場所です。譲受人は、申請地を駐車場及び冬場に使用する薪の置場として利用したいものです。農地の区分は、カ-(ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。) に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんで、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第3号 農用地利用集積計画案について&gt;</b></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、106件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが14件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p>
議長 石曾根主査	<p>〔恩田委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。17頁をご覧ください。</p> <p>306番上早川地区の件ですが、越地内の3筆 3,785 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>307番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆 2,303 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>

	<p>308 番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の7筆7,598㎡について、更新するものです。</p> <p>309 番上早川地区の件ですが、大平地内の6筆9,318㎡について、更新するものです。</p> <p>310 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆2,302㎡について、更新するものです。</p> <p>311 番上早川地区の件ですが、大平地内の3筆1,813㎡について、更新するものです。</p> <p>312 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆3,645㎡について、借り受けて規模拡大、更新するものです。</p> <p>313 番上早川地区の件ですが、大平地内の5筆4,808㎡について、更新するものです。</p> <p>314 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆3,593㎡について、更新するものです。</p> <p>315 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆3,505㎡について、更新するものです。</p> <p>316 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,295㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔恩田委員入室〕</p>
議長	<p>次に井上委員の案件を審議します。井上委員、退席をお願いします。</p> <p>〔井上委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。31頁をご覧ください。</p> <p>369 番能生谷地区の件ですが、桂地内の3筆4,689㎡について、更新するものです。</p> <p>370 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆1,445㎡について、更</p>

	<p>新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔井上委員入室〕</p>
議長	<p>次に稲葉委員の案件を審議します。稲葉委員、退席をお願いします。</p> <p>〔稲葉委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。33 頁をご覧ください。</p> <p>381 番能生谷地区の件ですが、大沢、藤後地内の 3 筆 6, 536 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔稲葉委員入室〕</p>
議長	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。14 頁をご覧ください。</p> <p>293 番下早川地区の件ですが、西谷内地内の 2 筆 1, 315 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>294 番下早川地区の件ですが、西谷内地内の 4 筆 6, 637 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>295 番下早川地区の件ですが、清水山地内の 1 筆 900 m<sup>2</sup>について、更新するものです。</p> <p>296 番下早川地区の件ですが、滝川原地内の 4 筆 7, 188 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。</p>

297 番下早川地区の件ですが、上出地内の8筆401.98㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

298 番下早川地区の件ですが、下出地内の8筆10,018㎡について、更新するものです。

299 番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,678㎡について、更新するものです。

300 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆810㎡について、更新するものです。

301 番上早川地区の件ですが、越地内の2筆2,400㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

302 番上早川地区の件ですが、宮平地内の1筆834㎡について、更新するものです。

303 番上早川地区の件ですが、中野地内の1筆281㎡について、更新するものです。

304 番上早川地区の件ですが、中野地内の1筆516㎡について、更新するものです。

305 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆905㎡について、更新するものです。

317 番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆1,115㎡について、更新するものです。

318 番上早川地区の件ですが、大平地内の4筆4,406㎡について、更新するものです。

319 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の4筆791㎡について、更新するものです。

320 番上早川地区の件ですが、砂場地内の6筆1,306㎡について、更新するものです。

321 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆928㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

322 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,883㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

323 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,877㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

324 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の3筆4,494㎡につ

いて、借り受けて規模拡大するものです。

325 番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆2,596㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

326 番西海地区の件ですが、釜沢地内の3筆2,223㎡について、更新するものです。

327 番西海地区の件ですが、釜沢地内の1筆607㎡について、更新するものです。

328 番西海地区の件ですが、釜沢地内の2筆1,801㎡について、更新するものです。

329 番西海地区の件ですが、釜沢、田中地内の3筆3,585㎡について、更新するものです。

330 番西海地区の件ですが、釜沢、田中地内の2筆2,459㎡について、更新するものです。

331 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,675㎡について、更新するものです。

332 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆265㎡について、更新するものです。

333 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆546㎡について、更新するものです。

334 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆610㎡について、更新するものです。

335 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,190㎡について、更新するものです。

336 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆677㎡について、更新するものです。

337 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆1,825㎡について、更新するものです。

338 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆480㎡について、更新するものです。

339 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆584㎡について、更新するものです。

340 番西海地区の件ですが、田中地内の3筆3,982㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

- 341 番西海地区の件ですが、羽生地内の1筆1,383 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。
- 342 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の2筆1,562 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。
- 343 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の1筆1,709 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 344 番大野地区の件ですが、大野地内の7筆2,283 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 345 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,836 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 346 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆818.26 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 347 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆442 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 348 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,836 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 349 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆2,275 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 350 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆5,994 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 351 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆1,797 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 352 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆3,032 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 353 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆1,712 m<sup>2</sup>について、更新するものです。
- 354 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,121 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。
- 355 番今井地区の件ですが、西中地内の1筆1,236 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。
- 356 番今井地区の件ですが、西川原地内の1筆3,182 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。
- 357 番磯部地区の件ですが、徳合地内の2筆2,093 m<sup>2</sup>について、更

新するものです。

358 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の2筆2,613 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

359 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆370 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

360 番能生谷地区の件ですが、桂地内の5筆3,899 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

361 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆9,564 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

362 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆1,767 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

363 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆2,944 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

364 番能生谷地区の件ですが、平地内の3筆1,204 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

365 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆2,501 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

366 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆2,992 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

367 番能生谷地区の件ですが、平地内の14筆3,903 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

368 番能生谷地区の件ですが、平地内の8筆2,510.65 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

371 番能生谷地区の件ですが、桂地内の1筆2,819 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

372 番能生谷地区の件ですが、平地内の2筆2,999 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

373 番能生谷地区の件ですが、小見地内の5筆5,891 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

374 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆1,189 m<sup>2</sup>について、借り受けて規模拡大するものです。

375 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆1,823 m<sup>2</sup>について、更新するものです。

376 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆1,626㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

377 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆373㎡について、更新するものです。

378 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆4,198㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

379 番能生谷地区の件ですが、島道地内の1筆1,028㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

380 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆2,358㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

382 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の3筆4,143㎡について、更新するものです。

383 番能生谷地区の件ですが、藤後、下倉地内の5筆6,641㎡について、更新するものです。

384 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆1,434㎡について、更新するものです。

385 番能生谷地区の件ですが、槇地内の6筆1,609.30㎡について、更新するものです。

386 番能生谷地区の件ですが、槇地内の3筆8,853㎡について、更新するものです。

387 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆1,648㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

388 番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆1,273㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

389 番上早川地区の件ですが、宮平地内の1筆1,550㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

390 番上早川地区の件ですが、宮平地内の1筆37㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

391 番上早川地区の件ですが、宮平地内の2筆1,739㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

392 番上早川地区の件ですが、中林地内の3筆2,840㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

393 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆2,109㎡について、



<p>議長 2番片山委員</p>	<p>農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 394 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆1,198㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 395 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆86㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 396 番上早川地区の件ですが、坪野地内の3筆2,351㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 397 番根知地区の件ですが、蒲池地内の10筆9,391㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 398 番根知地区の件ですが、山口、別所地内の3筆3,036㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 390 番ですが、金額が高いと思いますが、間違いではないでしょうか。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>面積が小さいため10a当たりの金額が大きくなっています。前回の契約も同じ金額であり、間違いではありません。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>&lt;議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt; 議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、4件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、大島委員の案件を先に審議しますので、大島委員、退席をお願いします。 〔大島委員退室〕</p>
<p>議長 石曽根主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。39頁をご覧ください。 7番下早川、上早川地区の件ですが、田屋、土塩、坪野、宮平、中</p>

議長	<p>林地内の14筆13,183㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔大島委員入室〕</p>
議長 石曾根主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。39頁をご覧ください。</p>
議長 2番片山委員	<p>8番大野地区の件ですが、大野地内の7筆1,887㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>9番根知地区の件ですが、山口、別所、山寺地内の4筆4,675㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>10番根知地区の件ですが、蒲池地内の10筆9,391㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長 伊藤主査	<p>契約期間の途中で耕作者が変更する場合、残りの期間を新しい耕作者が引き継ぎ、残りの期間が終了したら地主・公社・耕作者の3者で再度契約を設定するという認識でいいでしょうか。</p> <p>おっしゃる通りです。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p><b>日程第4＝その他</b></p>
議長	<p><b>ア 次回農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/31(月) 午後3:30～ 市役所2階会議室</li> </ul> <p><b>イ その他</b></p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>